

「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

— ご協力ありがとうございました。 —

1 募集期間 平成30年10月2日（火）～ 平成30年10月31日（水）

2 意見の件数 25 件

3 意見提出者数 3 人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	1人	0人	1人	1人	0人

5 内容別の意見件数

※	項 目	件 数
1	第一章第1「消防の広域化の背景」に関する意見	2件
2	第一章第1表1「両市町の主な共通事項」に関する意見	1件
3	第三章第8 1「財産の取扱い」に関する意見	1件
4	第三章第9 3「防災部門との連携」に関する意見	2件
5	第四章「消防の広域化による効果」に関する意見	1件
6	パブリックコメントに関する意見	7件
7	その他意見	11件
合 計		25件

※「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画（素案）」の項目番号

 = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市消防本部 消防総務課 企画担当
0467-85-9940（直通）
e-mail: fire_soumu@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■第一章第1「消防の広域化の背景」に関する意見（2件）

(意見1)

1章の広域化背景では、県が広域化をすすめていると記してありますが、これに対しての市の意見が書かれていないのはどうしてですか。

(市の考え方)

第一章に記載のとおり、消防の広域化の発端は、国及び県でございます。国や県の流れを受け、茅ヶ崎市消防本部としても、4市3町（平塚市・鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、二宮町、寒川町及び大磯町）において消防の広域化の検討を行い、最終的には4市3町の意見として、県に「4市3町では消防の広域化はしない」と報告しております。

また、その後の相模川以東の3市1町（鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町）という新たな枠組みの中で、茅ヶ崎市と寒川町の1市1町において消防の広域化の検討を行うとしたことが市としての意見であり、その内容をまとめたものが、今回の「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画（素案）」でございます。

なお、平成29年度に実施した外部の調査機関の調査結果において、1市1町の課題解決に消防の広域化が有効であると示されており、市としての意見を検討する上で参考にしております。

(意見2)

茅ヶ崎市も寒川町も平塚・藤沢両市とも隣接しています。特に藤沢市とは、平塚と異なり相模川などの大きな川で隔てられていない状況の中、広域化等は考えないのですか。

(市の考え方)

4市3町で消防の広域化をしないことはすでに県に報告しており、その後、相模川以東の3市1町での消防の広域化の検討を開始しております。現状では、3市1町での消防の広域化の見通しは立っておらず、その実現には時間を要する事案となります。今後も、具体的な検討を進めている寒川町との消防の広域化と並行して、3市1町での検討も継続してまいります。

なお、消防の広域化の判断には、多額の費用を要する消防指令システムの更新時期やそれぞれの自治体の財政状況等の影響も大きいと、構成自治体が増えるにしたがい、各自治体との調整に時間を要することとなります。寒川町との検討については、消防指令システムの共同運用をすでに開始していることや、構成自治体数が少ないことから、検討しやすい条件が重なっていたと考えています。

(意見 3)

2 ページの歴史・文化

- ・「浜降祭」は、正しくは「茅ヶ崎海岸浜降祭」です。神奈川県でも「浜降祭」が各地（複数）であるためです。
- ・「神奈川県無形文化財」は正しくは「神奈川県無形民俗文化財」です。
- ・下寺尾遺跡群（七堂伽藍跡他）は、正しくは「下寺尾官衙遺跡群」です。また、平成 27 年 3 月国の史跡指定を受けた。を追加する。
- ・項目では寒川神社・鶴嶺八幡社であるが、概要では鶴嶺八幡宮のため統一してください。正しくは社、一般的には宮です。

また、市教育推進部社会教育課に確認したところ、ご指摘のとおり、「鶴嶺八幡宮」を一般的に使用しているため、表記はすべて「鶴嶺八幡宮」に統一いたします。

修正後			修正前		
2 ページ			2 ページ		
歴史・文化	茅ヶ崎海岸 浜降祭	「神奈川県無形民俗文化財」…（省略）		_____	「神奈川県無形 _____ 文化財」…（省略）
	下寺尾官衙 遺跡群	（省略）… 6 つの遺跡群。 <u>平成 2 7 年 3 月に、遺跡の中心部が国の史跡に指定される。</u>	歴史・文化	下寺尾 _____ 遺跡群（七堂 伽藍跡他）	（省略）… 6 つの遺跡群。 _____ _____ _____
	寒川神社・鶴 嶺八幡宮	（省略）		寒川神社・鶴 嶺八幡社	（省略）

茅ヶ崎市と寒川町の消防の広域化後の財産の取扱いが分かりにくいので明確にした方が良く
う。

(市の考え方)

財産の取扱いについては、消防の広域化前に寒川町が所有している土地・庁舎・車両・資機材等は茅ヶ崎市に無償貸与とし、消防の広域化後、それぞれの市町内にそれぞれの市町の負担で整備する土地・庁舎等の不動産は、それぞれの市町の所有となりますが、寒川町所有の不動産は茅ヶ崎市へ無償貸与となります。ただし、庁舎の中でも消防本部及び消防署は、茅ヶ崎市が整備し、両市町で按分負担した上で茅ヶ崎市の所有となります。車両・資機材等の動産は、茅ヶ崎市が購入し、両市町で按分負担した上で茅ヶ崎市の所有となります。

現在の表記では誤解が生じてしまうおそれがあるため、分かりやすく加筆修正いたします。

◆修正部分の対照表

[illegible]

有とします。	
なお、動産（車両・資機材等）については、茅ヶ崎市が購入し、両市町が按分負担した上で茅ヶ崎市の所有とします。	

■第三章第9 3「防災部門との連携」全般に関する意見（2件）

（意見5）

専門的なことは分かりませんが、「茅ヶ崎市洪水（相模川版）ハザードマップ」が配布されているにもかかわらず、消防運営計画に水防関係のことがあまり触れられていないことに疑問を感じます。そのため、水害（洪水）時、どこまでできるのか不安になります。

（意見6）

資料—10が「茅ヶ崎市洪水（相模川版）ハザードマップ」や「相模川マイ・タイムライン」とリンクしていないため、具体的なことが一般市民には伝わってこない（専門職員は分かっているのでしょうが・・・）

（市の考え方）

今回パブリックコメントを実施している「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画（素案）」では、消防の広域化により変更が生じる点について検討し、その結果を取りまとめて記載しております。消防の広域化は市町村合併ではないため、消防業務以外の業務については、今までどおり両市町がそれぞれ対応することになります。水害（洪水）を含む大規模災害が発生した際にも、今までどおり、両市町がそれぞれ災害対策本部を立ち上げます。消防本部は実働部隊であるため、消防を広域化したとしても、発生する災害に応じた活動を行うことに変わりはありません。

なお、消防の広域化により効率の良い部隊運用が可能となりますが、部隊数や部隊活動については変更がありませんので、「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画（素案）」では具体的な消防の活動について触れておりません。

また、大規模災害時の組織体制について、資料の37ページから39ページ、資料後半部分の資料編の10ページと11ページに記載がありますので、水害（洪水）時の組織体制も同様と捉えてくださるようお願いいたします。

■第四章「消防の広域化による効果」に関する意見（1件）

（意見7）

また広域化のみが消防力強化に書かれていますが、消防力そのものを高めたり、地域の特性を考える必要はないですか。広域化によって失われるものはないですか。市は、説明の必要があると思う。

（市の考え方）

単独の消防本部にて消防力を高めるには、職員の増員、消防庁舎の増設、車両を増やすことなどが必要となるため、新たな財政負担が必要となります。今後の両市町の将来を見据えて両市町で検討を重ねた結果、持続可能な消防体制を確立するには消防の広域化がより良い手法であるという考えに至っております。その理由としては、消防の広域化で、両市町の消防本部の統合による効率化とスケールメリットにより、消防力の向上と財政負担の軽減を図ることができるからです。地域の特性については、寒川町は平地中心の地域であり、特異な地域特性を有しておりませんので、特異な地域特性に応じた新たな消防力の整備が必要ではありません。

また、消防の広域化により失われるものについても説明いたします。寒川町は、消防の広域化により消防本部と消防署がそれぞれ統合するため、消防本部と消防署を直接管轄することができなくなります。そのため、寒川町の消防本部と消防署はそれぞれ茅ヶ崎市が引き継ぎ、寒川町には出張所を束ねる茅ヶ崎市消防署の寒川分署を設置することを予定しております。

茅ヶ崎市は、今まで単独で運用していたはしご車などの特殊車両を、消防の広域化後、両市町で運用することになります。茅ヶ崎市としては、特殊車両の単独運用という権利を失うことにはなりますが、寒川町には必要な財政負担をしていただくため、出動頻度の低い特殊車両の有効活用につながるかと捉えております。

■パブリックコメントに関する意見（7件）

（意見8）

広報の当パブコメPR（啓発）記事・掲載方法が変わり、見落としたり、また広告（商工等）と間違えやすかったり分かりづらい。その他どんな啓発をしているのですか。

（意見9）

またネット（ホームページ）にすぐ市は書いてあると言っても市民は開かない（接続しない）と思う。（意見8との関連あり）

（意見10）

市役所等も市民はあまり行かないと思うし、行ってもパブコメに気がつかないと思う（担当課、情報コーナー（室）等だけだと思うしそれも気付きにくいです。（意見8との関連あり）

（意見11）

昨年度より市政モニター制度が廃止され、その影響はないと思いますか。昨年パブコメ応募1件というのもあったと思う。また、パブコメ全体を見てもパブコメ応募者が非常に減っていると思う。応募者が少ないこと自体、パブコメの意味がなくなると思う。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定

過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。より多くの市民の皆さまに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちづから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。市政モニター制度は廃止となりましたが、いっそうの周知を通じた補完に努めております。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

（意見 1 2）

当パブコメの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する回答があったと思う。実施しないとパブコメの意味がなくなると思う。また実施すれば、啓発の意味も、そして内容ももっと理解でき、市の信用も増すと思う。

（市の考え方）

今回のパブリックコメントでは、市民のための説明会を10月5日（金）の15時からと20時から、6日（土）の10時からの合計3回実施しました。説明会開催の広報については、9月15日号の広報紙にパブリックコメントのご案内と一緒に掲載し、周知を図りました。9月16日からは市のホームページにもご案内を掲載し、パブリックコメントの事前予告のご案内と相互にリンクを貼りましたが、市民の参加者は0人でした。

また、パブリックコメントの資料には、市民の皆さまに関心を持っていただくために、消防の広域化の効果を図や絵を活用して紙一枚にまとめた資料を添付しております。

（意見 1 3）

市はパブコメ資料概要版を作ると言っていましたが、作らないのですか。昨年度、概要版を発行したのは、たしか1、2件と非常に少なかった。今回は（素案）の抜粋資料がそれに該当するのですか。

（市の考え方）

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。今回のパブリックコメントでは、寒川町と同時期に同資料にてパブリックコメントを実施するという制約があり、両市町で事前に協議した結果、両市町の住民に興味を持っていただくために、消防の広域化の効果を分かりやすくまとめた抜粋資料を添付することになったという経緯がございます。

今後も、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さまに分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

（意見 1 4）

資料を見ますと、これまで色々と行政間で取組みがなされてきたようです。市民に十分説明した上で、当パブコメ以外でも市民の意見を聞いた上ですすめて欲しいです。

(市の考え方)

ご要望のとおり、パブリックコメントの開始に合わせて、市民のための説明会により、十分に説明を行うことを想定しておりました。市民のご参加がなかったことで、当初の目的を果たすことができませんでしたが、今後のスケジュールを考えると、市民の意見を聞く新たな場の設定は困難でございます。

なお、住民の代表である両市町の議会には、平成28年度末から随時、検討の進ちょく状況の報告を合計7回実施し、その際にいただいたご意見を検討内容に反映しております。また、パブリックコメント開始前の9月には、まちぢから協議会の定例会にも参加し、市民の意見をいただけるように、ご説明とお願いをいたしました。今回のパブリックコメントでいただいたご意見も、本運営計画に反映していきます。このような経緯からも、今まで行政間のみで消防の広域化の取組みを行ってきたわけではないと考えております。